

# 越谷市立小中学校におけるハラスメントの防止に関する要綱

(平成26年3月5日教育長決裁)

## (趣旨)

第1条 この要綱は、越谷市立小中学校職員（非常勤職員及び臨時職員を含む。以下「職員」という。）の利益の保護及び職務能率の向上を目的として、ハラスメントの防止及び排除並びにハラスメントが発生した場合の適切な対応に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において「ハラスメント」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) セクシュアル・ハラスメント 他の職員、児童・生徒その他関係者に対して、不快感を与える性的な言動
- (2) パワー・ハラスメント 他の職員、児童・生徒その他関係者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える言動又は人権・人格を否定する言動
- (3) その他のハラスメント 前2号に規定するもののほか、他の職員、児童・生徒その他関係者に対して、精神的・身体的苦痛を与え、又は人権・人格を否定する言動

## (ハラスメントに当たる言動)

第3条 前条第1項第1号のセクシュアル・ハラスメントに当たる言動は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 身体的な特徴、卑猥な冗談、性的な体験及び性的な噂やからかい等の性的な発言
- (2) 性別による差別発言
- (3) 卑猥な写真等の配布や掲示等の行動
- (4) 身体を執拗に眺め回す等の行動
- (5) 性的関係の強迫、身体への不必要な接触、食事等の執拗な誘い等の行動
- (6) 性的な内容の電話や手紙・電子メール等を送る行動
- (7) 性別により差別しようとする意識に基づきお茶くみや掃除等を強要する等の行動

2 前条第1項第2号のパワー・ハラスメントに当たる言動は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 暴行、傷害等の身体的な攻撃を加え、身体的苦痛を与える行動

- (2) 脅迫、名誉毀損、侮辱、ひどい暴言等の精神的攻撃を加え、精神的苦痛を与える言動
- (3) 隔離、仲間外し、無視等の人間関係からの切り離し
- (4) 業務上明らかに不要なこと又は遂行不可能なことの強制、仕事の妨害等の過大な要求
- (5) 業務上の合理性がなく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じること、仕事を与えないこと等の過小な要求
- (6) 私的なことに過度に立ち入るプライバシーの侵害

3 前条第1項第3号のその他のハラスメントに当たる言動は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人権・人格を否定する差別発言
- (2) 誹謗中傷する文書等の配布や掲示等の行動
- (3) 飲酒等を強要する行為
- (4) その他精神的・身体的苦痛を与え、又は人権・人格を否定する言動

(校長の責務)

第4条 校長は、所属する職員がその能力を十分に発揮できる勤務環境を確保するため、自身の言動に注意を払うとともに、ハラスメントの防止及び排除に努めなければならない。

2 校長は、ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。この場合において、ハラスメントに対する職員の対応に起因して当該職員が職場において不利益を受けることがないように配慮しなければならない。

(職員の責務)

第5条 職員は、常にハラスメントについての理解を深め、職場(職場外であっても職場の延長と考えられる場合を含む。)においてハラスメントを行うことのないようその言動に注意し、ハラスメントをしてはならない。

2 教頭等は、良好な勤務環境を確保するため、自身の言動に注意を払うとともに、日常の職務を通じた指導等により、ハラスメントの防止及び排除に努めなければならない。この場合において、ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、迅速か

つ適切に対応しなければならない。

(職員の認識すべき事項等)

第6条 教育長は、ハラスメントを防止するために職員が認識すべき事項及びハラスメントに起因する問題が生じた場合において職員に望まれる対応等について定めるものとする。

2 校長は、前項の教育長が定めるものについて、職員に対し周知徹底を図らなければならない。

(研修等)

第7条 教育長は、ハラスメントの発生を未然に防ぐため、職員に対し必要な研修の実施等の措置を継続的に講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、校長は、前条第1項の教育長が定めるものを踏まえ、必要に応じて職場研修を実施するものとする。

(苦情相談)

第8条 職員は、次条第1項の規定により置かれている相談員に対して、ハラスメントに関する苦情の申し出及び相談（以下「苦情相談」という。）を行なうことができる。

2 職員は、前項に定めるもののほか、原則として校内の相談員を通じて越谷市教育委員会（以下「市教委」という。）の相談員に対して苦情相談を行うことができる。

(苦情相談への対応)

第9条 校長は、苦情相談が職員からなされた場合に対応するため、校内に苦情相談を受ける相談員及び相談員からなる相談委員会を置き、必要な措置を講ずるものとする。

2 苦情相談への対応については、必要に応じて苦情相談を行った職員と同性の者を選出するなどの配慮をするものとする。

3 苦情相談を受ける校内及び市教委の相談員は、苦情相談に係る問題の事実関係の確認、当該苦情相談に係る当事者に対する助言等により、当該問題に迅速かつ適切に対応するように努めるとともに、その結果を学務課長に報告するものとする。

4 相談員は、教育長が定める苦情相談への対応に関する事項に十分留意しなければならない。

5 学務課長は、苦情相談の内容又は状況から判断し、必要と認めるときは次条に規定するハラスメント苦情処理委員会にその処理を依頼するものとする。

6 学務課長は、職員以外の者から職員に係る苦情相談があった場合において、苦情相談の内容又は状況から判断し、必要と認めるときは、次条に規定するハラスメント苦情処理委員会にその処理を依頼することができる。

(ハラスメント苦情処理委員会)

第10条 苦情相談について審議し、公正な処理に当たるため、ハラスメント苦情処理委員会（以下「苦情処理委員会」という。）を設置する

2 苦情処理委員会は、前条第5項又は第6項の規定によりその処理を依頼された事案について、必要な調査、審議及び指導助言を行うものとする。

3 苦情処理委員会は、学校教育部長、学校管理課長、学務課長、指導課長、給食課長をもって組織する。

4 苦情処理委員会に委員長を置き、学校教育部長をもってこれに充てる。

5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

6 苦情処理委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

7 苦情処理委員会の庶務は、ご学校教育部学務課において処理する。

(懲戒処分等)

第11条 教育長は、職員のハラスメントの態様が信用失墜行為、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行などに該当すると認めるときは、その程度に応じ、当該職員に対し、懲戒処分のための必要な措置その他人事管理上必要な措置を講じるものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第12条 苦情相談を行った職員は、当該苦情相談により人事、給与その他の職員の勤務条件の取扱いについて、いかなる不利益も与えられない。

(不正な意図等による利用の禁止)

第13条 職員は、誹謗中傷、私利私欲等の不正な意図又は私憤、敵意等の、個人的な感情によって苦情相談を行ってはならない。

(守秘義務)

第14条 苦情相談に関わった職員は、当該苦情相談に関する情報を他に漏らしではない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、ハラスメントの防止等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。  
(越谷市立小中学校におけるセクシャル・ハラスメントの防止等に関する要綱の廃止)
- 2 越谷市立小中学校におけるセクシャル・ハラスメントの防止等に関する要綱(平成12年5月31日教育長決裁)は廃止する。